

※アンダーラインを引いている部分が今回改訂される箇所になります。

改訂書面:「パートナーズ FX 取引ガイド」

改訂日 : 令和元年 7 月 16 日改訂

旧	新
<p>9. 取引単位・証拠金・入出金 (4) 代用有価証券の売却</p> <p>代用有価証券の売却はパートナーズFX取引画面内にて発注することができますが、発注時間、注文の種類、注文の取消し等について制限がありますのでお気をつけください。(その他有価証券の売却手数料等、詳しくは証券口座開設前に交付します「上場有価証券等書面」に記載されています。)代用有価証券を売却した場合、あらかじめ定められた受渡日(通常は <u>4 営業日</u>後)までは代用評価額が純資産の額に反映され、受渡日が到来すると自動的に売却代金が受入証拠金として入金されます。</p> <p>なお、パートナーズFX取引の決済によって、通貨別残高にマイナス残高となる通貨が生じた場合は、受入証拠金への入金(振替・移動)または代用有価証券の売却により当該通貨のマイナス残高を解消していただくこととなります。また、毎月末の純資産評価において、マイナス残高の通貨を円換算した額(プラスの値として計算)に対する純資産額の割合が50%以下となる場合、当社は、当該お客様に対して、速やかに代用有価証券の売却を行っていただくよう要請する連絡をいたします。お客様が当社の要請に応じていただけない場合には、当社は、当該月末の翌月 15 日(15 日が土日等営業日でない場合は翌営業日)以降に、当社の判断にて売却処分を行い、受入証拠金に充当することによってマイナス残高を解消させていただくことがあります。</p>	<p>9. 取引単位・証拠金・入出金 (4) 代用有価証券の売却</p> <p>代用有価証券の売却はパートナーズFX取引画面内にて発注することができますが、発注時間、注文の種類、注文の取消し等について制限がありますのでお気をつけください。(その他有価証券の売却手数料等、詳しくは証券口座開設前に交付します「上場有価証券等書面」に記載されています。)代用有価証券を売却した場合、あらかじめ定められた受渡日(通常は <u>3 営業日</u>後)までは代用評価額が純資産の額に反映され、受渡日が到来すると自動的に売却代金が受入証拠金として入金されます。</p> <p>なお、パートナーズFX取引の決済によって、通貨別残高にマイナス残高となる通貨が生じた場合は、受入証拠金への入金(振替・移動)または代用有価証券の売却により当該通貨のマイナス残高を解消していただくこととなります。また、毎月末の純資産評価において、マイナス残高の通貨を円換算した額(プラスの値として計算)に対する純資産額の割合が50%以下となる場合、当社は、当該お客様に対して、速やかに代用有価証券の売却を行っていただくよう要請する連絡をいたします。お客様が当社の要請に応じていただけない場合には、当社は、当該月末の翌月 15 日(15 日が土日等営業日でない場合は翌営業日)以降に、当社の判断にて売却処分を行い、受入証拠金に充当することによってマイナス残高を解消させていただくことがあります。</p>
<p>パートナーズ FX 取引ガイド改訂記録 <u>【追加】</u></p>	<p>パートナーズ FX 取引ガイド改訂記録 <u>令和元年 7 月 16 日改訂</u></p>

以上